

倉敷市第三次環境基本計画

～ 自然と人との共生し
次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境 ～

(令和 3～12 年度)

計 画 素 案

令和 年 月
倉 敷 市

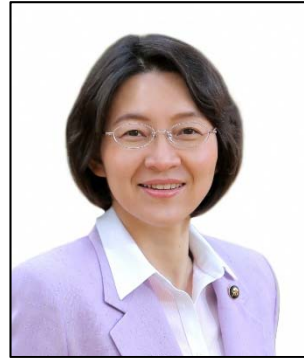
倉敷市民憲章

市民憲章は、市民一人ひとりが守っていくきまり、目標のようなものです。市民皆さんの生き方の心がまえ、理想のまちづくりを文章にしており、市民生活の指針、行政の指針となるもので、昭和47年2月1日に制定しています。

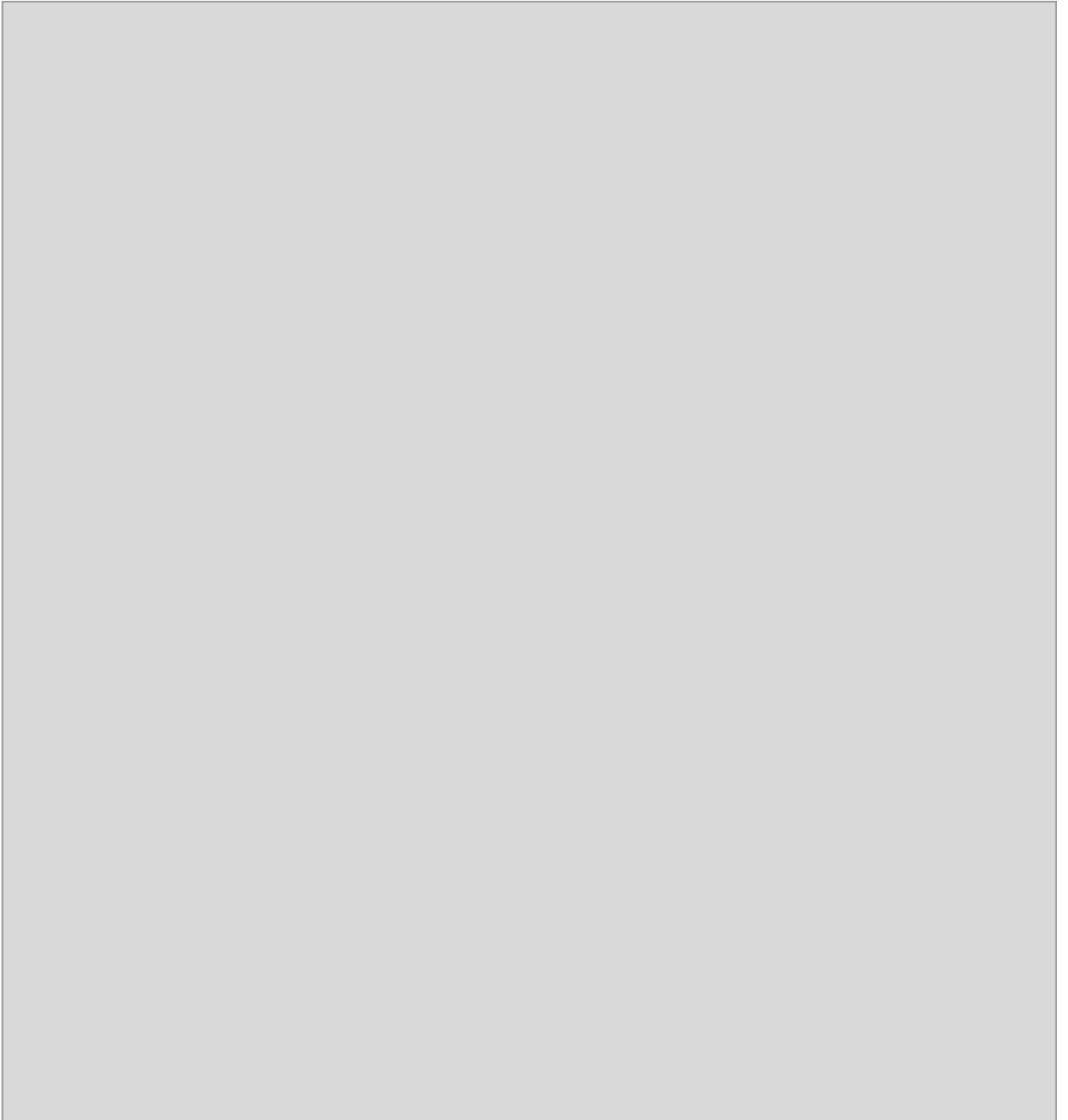
私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と
母なる高梁川にはぐくまれ、
古い伝統と洋々たる未来にかがやく
倉敷市民の誇りをこめて

- 一 自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。
- 一 人間をたいせつにし、青少年には夢、老人には安らぎのあるあたたかい社会をつくります。
- 一 秩序を守り、平和で安全なまちをつくります。
- 一 働くことによるこびをもち、明るく健康な家庭をつくります。
- 一 教養を高め、世界と通じ、個性ある文化をつくります。

計画の策定にあたって



倉敷市長 伊 東 香 織



目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画を定めた背景.....	2
2	計画の役割.....	3
3	計画の位置付け.....	4
4	計画の範囲.....	5
5	計画の期間.....	5
6	計画の構成.....	6
第2章	めざすまちの姿	7
1	めざす環境イメージ.....	8
2	基本目標・共通目標とSDGsの理念.....	8
3	施策の体系.....	10
第3章	目標達成のための取組	13
•	基本目標1.....	14
•	基本目標2.....	18
•	基本目標3.....	22
•	基本目標4.....	26
•	基本目標5.....	30
•	共通目標.....	34
第4章	市民・事業者に求められる取組	37
•	地区別の重点取組.....	44
第5章	計画の推進	47
1	計画の推進体制.....	48
2	計画の進行管理.....	49
資料編		51

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画を定めた背景

本市では、平成11年12月に、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「倉敷市環境基本条例」を制定しました。この条例のもと、平成12年2月に、本市で最初の「環境基本計画」を策定し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、京都議定書の発効や法律改正、船穂町及び真備町の合併による市域の拡大などにより、平成19年3月に「環境基本計画」の改定を行いました。

さらに、平成23年3月には、計画期間の終了や、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、新たに「地球温暖化対策の取組」を基本目標に加え、施策に「環境と地域経済の調和」や「子どもの環境教育」などを追加した「倉敷市第二次環境基本計画」を策定し、各取組を進めてきました。

この第二次環境基本計画の計画期間が終了するまでの間、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、頻発化する自然災害と深刻化する環境問題など、本市を取り巻く状況はさらに変化しています。

平成27年9月には、国連サミットにおいて、「SDGs（持続可能な開発目標）」が全会一致で採択されました。SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、「住み続けられるまちづくりを」など、令和12年（2030年）までに達成すべき17の目標（ゴール）と、169の具体的な成果目標（ターゲット）から構成されています。日本でも、国を挙げてSDGsの取組を積極的に進めており、令和2年7月、倉敷市は、SDGsの達成に向けた優れた取組を行う都市として「SDGs未来都市」に認定されました。

また国は、平成30年4月に、我が国の今後約5年間の環境施策の方向性を定めた第五次基本計画を閣議決定しており、この計画では、環境・経済・社会の統合的向上及び脱炭素化・SDGsの実現に向け、「地域循環共生圏^{※1}」という考え方を示しました。

一方、本市においても、西日本を襲った平成30年7月豪雨によって、未曾有の大災害が起きました。その復興に全力を注いでおりますが、自然災害への備えが大きく求められているところです。加えて直近では、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しており、「新たな生活様式^{※2}」を取り入れるなど、市民生活にも大きな影響を与えているところです。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、この度、時代に即した計画となるよう前計画を全面的に見直し、今後の取組の方向性を示す新たな環境基本計画を策定しました。本計画ではSDGsの理念や防災・減災の視点を取り入れています。

※1 「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）をめざすもの。

※2 「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルスを想定した生活様式のことです。感染拡大を予防するため、マスクの着用、3密（密集・密接・密閉）の回避など、それぞれの日常生活において行うもの。

2 計画の役割

本計画は、「倉敷市環境基本条例」第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、市民や事業者などと協働して施策を進めるための方向性を示すものです。

【倉敷市環境基本条例 第3条（基本理念）】

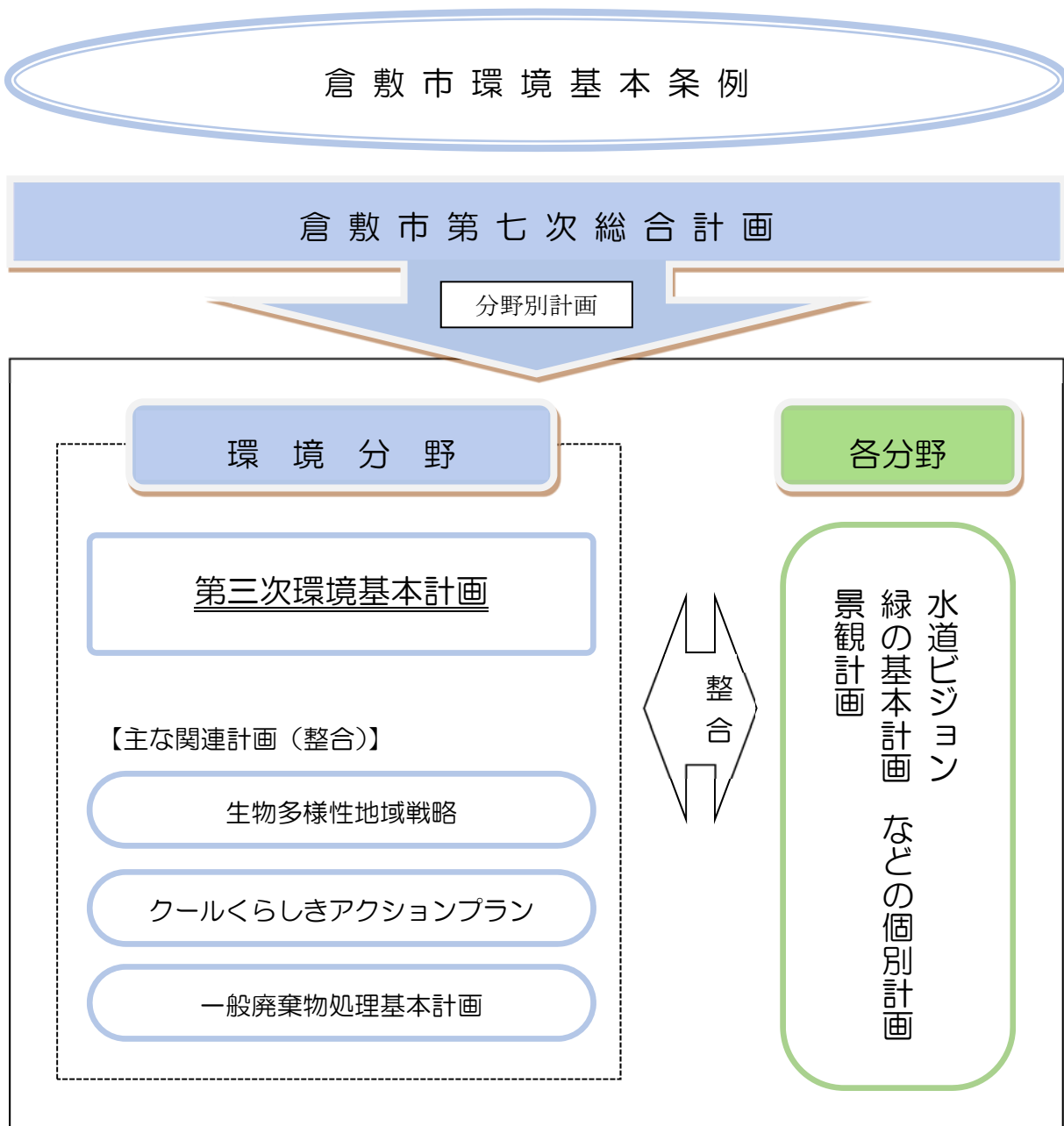
- 1 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は、「倉敷市環境基本条例」に基づく計画で、市の最上位計画である「倉敷市第七次総合計画」に掲げられた将来像を、環境面から実現するための役割を担います。

環境分野における基本目標や施策などを明らかにし、市民や事業者などの各主体の役割なども示しており、各分野の個別計画の環境施策などを実施するにあたり基本となるものです。

◆ 本計画の位置付け



4 計画の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

- (1) 自然環境 …… 植生・植物、動物、生態系、生物多様性、ふれあい など
- (2) 都市環境 …… 景観、歴史的町並み、緑化 など
- (3) 生活環境 …… 大気、水質、土壌、有害物質、廃棄物 など
- (4) 地球環境 …… 温暖化対策、再生可能エネルギー導入 など

5 計画の期間

本計画の計画期間は、「倉敷市第七次総合計画」に合わせ、次のとおりです。

計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間

◆ 本市の環境基本計画の変遷

計 画 名 称	計 画 期 間
① 倉敷市環境基本計画	平成13年度 ～平成22年度
② 倉敷市環境基本計画 改定版	改定時～平成22年度
③ 倉敷市第二次環境基本計画	平成23年度 ～令和2年度
④ 倉敷市第三次環境基本計画	令和3年度 ～令和12年度

6 計画の構成

この計画は次の章から構成されています。

- 第1章 「計画の基本的な考え方」では、計画を定めた背景、役割、位置付け、範囲、期間などを示しています。
- 第2章 「めざすまちの姿」では、この計画がめざす環境イメージと5つの基本目標を掲げ、SDGsの理念を取り入れ、それらを実現するための施策（取組の方向性）を示しています。
- 第3章 「目標達成のための取組」では、めざすまちの姿を取り巻く現状と課題、実現に向けた施策（取組の方向性）、達成状況を測る“ものさし”となる環境指標や目標値を示しています。
また、地区ごとに重点的に取り組む内容を示しています。
- 第4章 「市民・事業者に求められる取組」では、市民、事業者が環境に配慮して取り組んでいただく指針を示しています。
- 第5章 「計画の推進」では、計画の推進体制や進行管理を示しています。
- 資料編 環境基本条例などの参考資料を掲載しています。

第2章

めざすまちの姿

1 めざす環境イメージ

「倉敷市環境基本条例」の基本理念にのっとり、「倉敷市第七次総合計画」に掲げられた将来像「豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を 次代へ繋ぎ 人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷」を環境面から実現するために、本計画でめざす環境イメージを次のとおりとします。

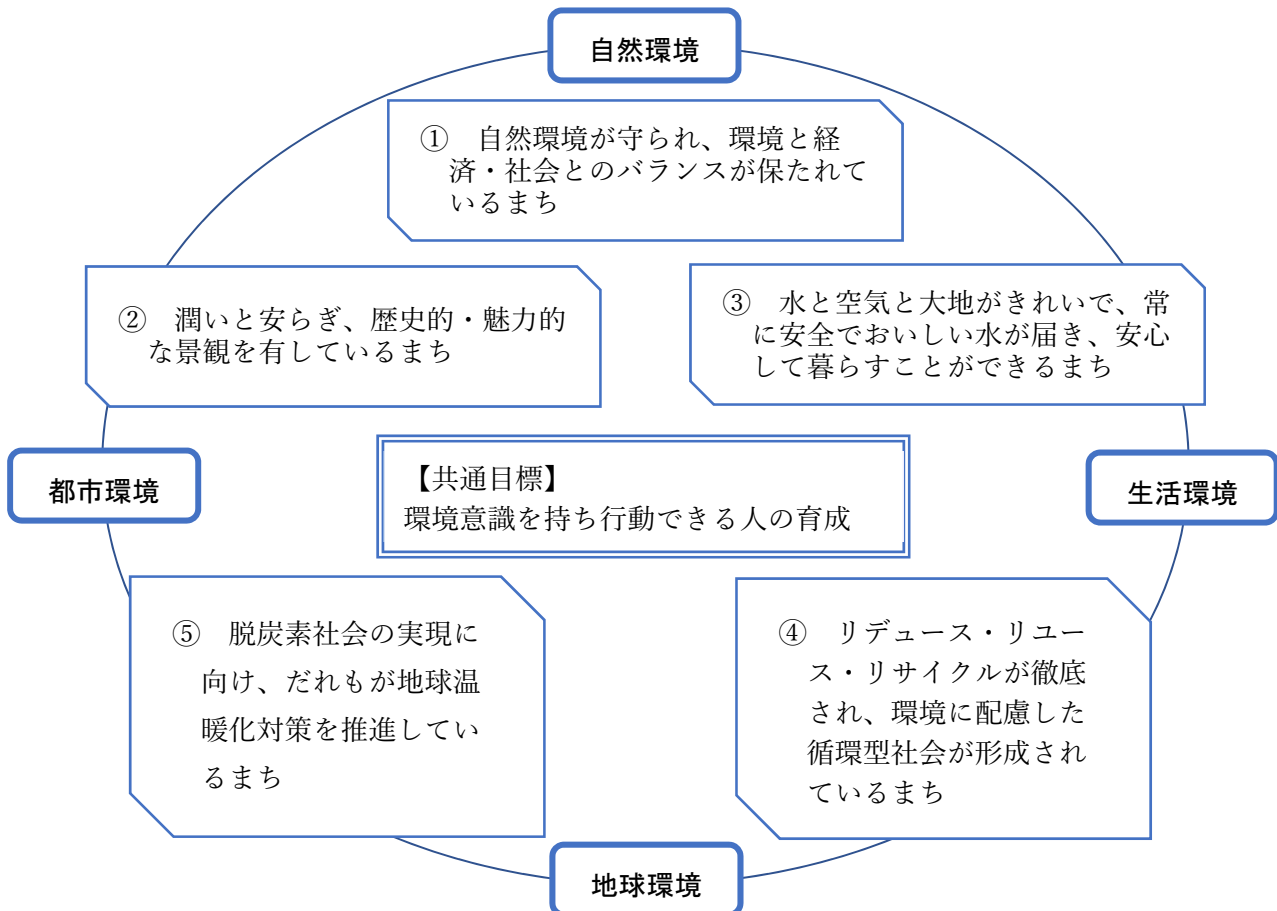
この環境イメージは、市民・事業者・行政の共通認識として、将来の倉敷市のあるべき環境の姿を示すものです。

自然と人との共生し

次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境

2 基本目標・共通目標とSDGsの理念

本計画がめざす環境イメージをより具体化するために、総合計画がめざすまちの姿をもとに5つの基本目標を設定するとともに、その5つの目標の礎となるものとして共通目標を加え、次のとおりとしました。



また、本計画でも、総合計画を踏まえて、SDGsの理念を取り入れます。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、世界にある課題をみんなで解決し、将来にわたって続くよりよい世界をめざすための目標で、平成27年（2015年）の国連サミットで採択されました。令和12年（2030年）に向けた環境・経済・社会についてのゴールであり、同年12月に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

このSDGsは、政府や自治体だけでなく、民間企業においても取り組む気運が国内外で高まっています。国では、SDGs達成に向け優れた取組を行う自治体を「SDGs未来都市」として、またその中で、特に先導的な事業を「自治体SDGsモデル事業」として選定しており、令和2年7月に、倉敷市はその両方に選ばれたところです。

また、総合計画と本計画の計画最終年は、SDGsの目標年限と同じ令和12年です。SDGsは持続可能なまちづくりに取り組むために必要な理念であることから、この理念を取り入れることで、世界で定めた目標にもつながります。

施策体系及び第3章において、SDGsの関連する目標を示します。



3 施策体系

5つの基本目標などにそれぞれ「施策領域」を設け、本計画の施策目標を次のとおり設定します。また、施策目標に即して、第3章において「環境指標」と「目標値」を設定することとします。「環境指標」は、施策の成果を分かりやすく示す‘ものさし’となるものです。

自然と人との共生し 次代へつなぐ





基本目標	施策領域 ・ SDGs
1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全    
	環境・経済・社会の調和      
2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進    
	景観づくり  
3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全      
	生活環境の確保    
4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再利用     
	廃棄物の再生利用     
5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減      
	再生可能エネルギーの導入     
<5つの基本目標を達成するために> 共通目標	環境意識の向上    

健全で恵み豊かな環境

施策目標	施策
豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生き物が生息する自然環境の保全 ・人と自然とのふれあいの確保・促進
環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・環境・経済・社会の総合的向上 ・環境分野の研究・開発、地域資源の活用
まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな緑の保全 ・緑化の推進、都市公園等の整備
瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源等の保全・活用に向けた意識の醸成 ・良好な都市景観の形成
良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁の防止 ・大気汚染の防止
快適な生活環境の確保に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・悪臭の規制、環境美化の推進 ・安全でおいしい水の安定供給
2R（リデュース・リユース）に優先的に取り組むことで、廃棄物の発生抑制・再使用を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制 ・廃棄物の再使用促進
廃棄物の適正な分別・リサイクルに取り組むことで、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進 ・廃棄物の適正処理
温室効果ガス排出量の削減に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい脱炭素型ライフスタイルの普及 ・省エネルギー機器・設備の導入促進
再生可能エネルギーの積極的な利用を推進するとともに、地域特性に応じた適応策を実施します	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー導入の推進 ・地域特性に応じた適応策の実施
環境意識を持ち行動できる人を育てます	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への環境学習の推進 ・次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進

第3章

目標達成のための取組

基本目標 I	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち
施策目標 I	豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します
SDGs	   

● 現状と課題

本市は、清流豊かな高梁川、風光明媚な瀬戸内海、そしてゆるやかな丘陵等すばらしい自然環境に恵まれています。その自然に支えられている都市環境には、多くの動植物が生息しており、こうした豊かな自然環境は、私たちの生活に様々な恵みを与えてくれる貴重な財産となっています。

しかしながら、自然環境は一度失われると、回復が不可能な場合も少なくはなく、回復が可能な場合も膨大な時間を必要とします。

私たちが、このすばらしい、豊かな自然環境を守り、より良い姿で次世代に引き継いでいくためには、自然を意識し、自然環境の保全に努めるとともに、人と自然とのふれあいを確保・促進していくことが重要です。



● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

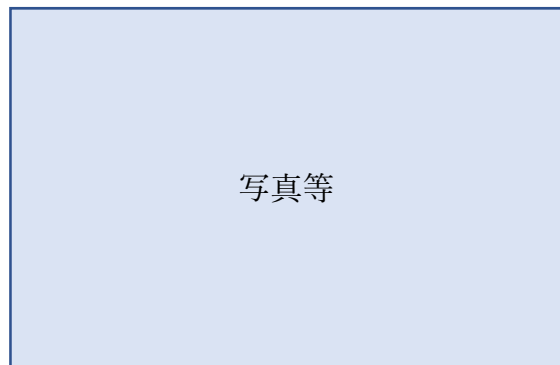
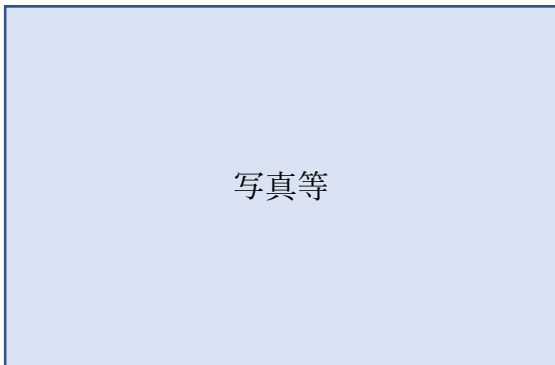
環境指標	現状値 (R 元)	5 年後(R7) 目標値	10 年後(R12) 目標値
● 親子・家庭で、生き物(動物や植物など)にふれあえる機会や場があると思う人の割合(総合計画指標)	32.8%	38.0%	43.0%
● 自然に触れたり、学んだりする活動に参加している子どもの数(総合計画指標)	11,533 人	13,191 人	14,472 人

【関連計画】 倉敷市生物多様性地域戦略
倉敷市教育振興基本計画

● 施策 多様な生き物が生息する自然環境の保全

取組の方向性

- すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人々が共に生きる快適な環境を守り、創り、育ててまいります。
- 貴重な自然環境を保全・再生するため、公共工事を実施する際には、希少野生生物の生息状況に配慮した工事を行います。
- 市内に生息する生き物について、生息実態調査等を行い、情報提供や知識の普及を推進するとともに、地域固有の生態系の確保、野生動植物の種の保存など、市内の生物多様性の確保に努めます。



● 施策 人と自然とのふれあいの確保・促進

取組の方向性

- 人が憩い、安らげる親水性の高い水辺空間をはじめ、様々な場面で自然とふれあえる場の整備や、自然体験活動の機会の充実を図ります。
- 子どもたちの自然体験活動を支援する指導者やボランティアについて、若い世代が気軽に参加でき、やりがいを感じられるような支援や仕組みづくりなどを行うことで、人材育成と資質向上を図ります。

基本目標 I	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち
施策目標 2	環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します
SDGs	     

● 現状と課題

企業に対し、環境問題への取組が求められるなど、企業の社会的責任が一般的になる中、近年では、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視するESG投資も広がりつつあり、企業にとって、環境経営は欠かせないものとなっています。環境経営を進めるには、中小企業にも取り組みやすいエコアクション21など、環境マネジメントシステムの導入・活用が有効であり、普及促進を図る必要があります。

また、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、倉敷市だけでなく、地域循環経済圏でもある高梁川流域圏を含め、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、環境に係る社会的課題の解決を環境ビジネスの機会と捉え、設備投資や研究開発につなげていくなど、経済・社会の側面についても健全で持続的であることが重要です。

写真等

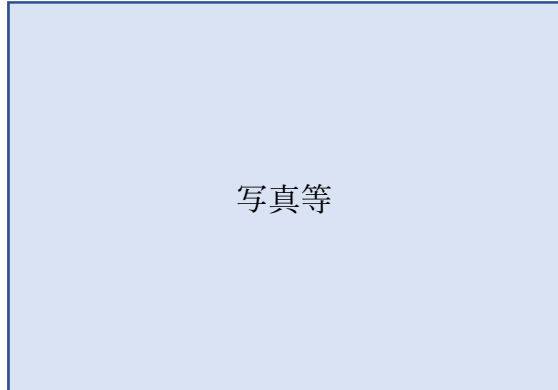
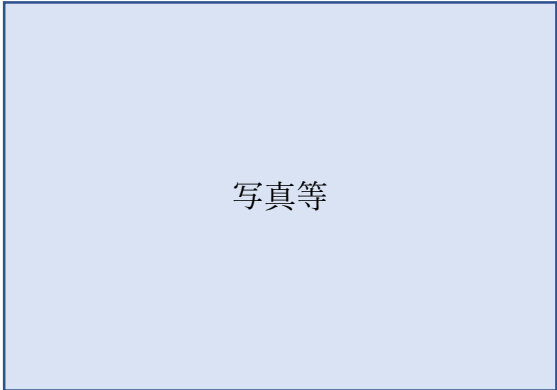
● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

環境指標	現状値 (R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
● 環境マネジメントシステムを導入し、環境経営に取り組んでいる事業者の割合	53.0%	58.1%	61.5%
● 暮らしきSDGsパートナー（仮称）の登録数（総合計画指標）	今後取組	開始後設定	開始後設定
● 企業が補助金を受けて行う、環境に配慮した研究・開発、設備投資の件数	0件	15件	30件

● 施策 環境・経済・社会の総合的向上

取組の方向性

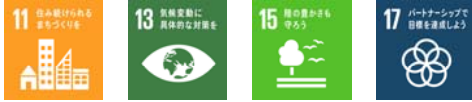
- 事業者エコアクション21等の環境マネジメントシステムに積極的に取り組んでもらい、環境経営を促進します。
- 環境保全協定に基づき、施設の新増設を行う際には事前に協議を行い、施設の改善、有害な揮発性化合物の削減など、環境保全対策の徹底を図るよう指導します。
- 様々な主体と連携しながら、環境、経済、社会の三側面をつなぐ統合的取組を推進します。



● 施策 環境分野の研究・開発、地域資源の活用

取組の方向性

- 新たな省エネルギー・再生可能エネルギーやリサイクル等の環境関連技術や、環境配慮型製品の研究・開発、環境保全・改善のための設備投資を支援します。
- 高梁川流域圏を、地域資源などを補完し支えあう地域循環共生圏と捉え、地場製品の消費推進や、地場産業等を活かした事業の実施など、地域資源を活用した持続的な経済活動を促進します。

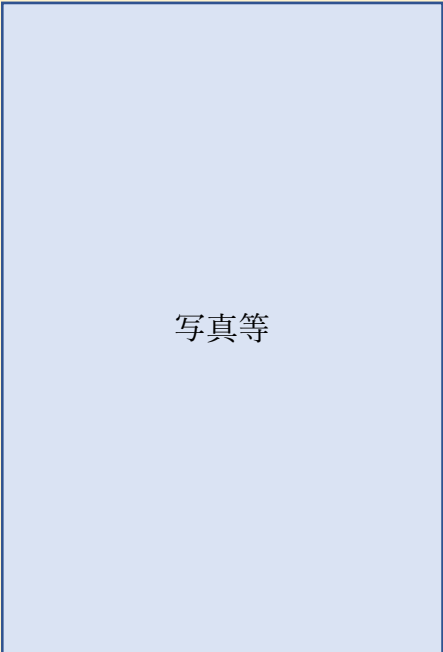
基本目標 2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち
施策目標Ⅰ	まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります
SDGs	

● 現状と課題

本市には、国立公園に指定された瀬戸内海沿岸部をはじめ、市内には福山山系、大平山・種松山山系、由加山山系など多くの山地や丘陵地における樹林地、里山や農地などの豊かな緑が存在しています。

緑には、生物多様性維持、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象等により悪化する大気汚染の浄化、騒音・振動の緩和などの環境保全機能があります。また、火災の延焼防止帯、工業地帯からの影響を緩和する緩衝緑地など様々な防災機能、さらには休養や遊戯、散策などの余暇活動に対応するレクリエーション機能、人工的な都市に潤いと美しさなどをもたらす景観形成機能を有しています。

都市環境を守り、快適で安心・安全な質の高い暮らしを実現するためには、緑の機能を認識し、緑をすべての人々により守り、育てていく必要があります。



● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

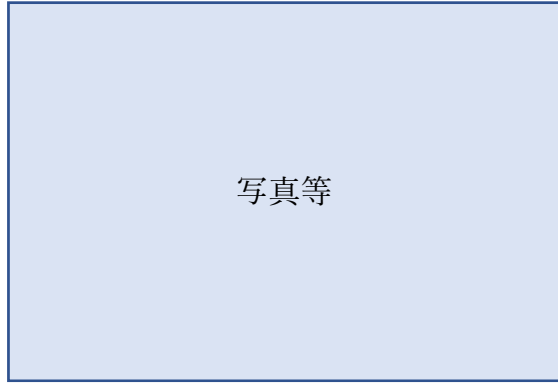
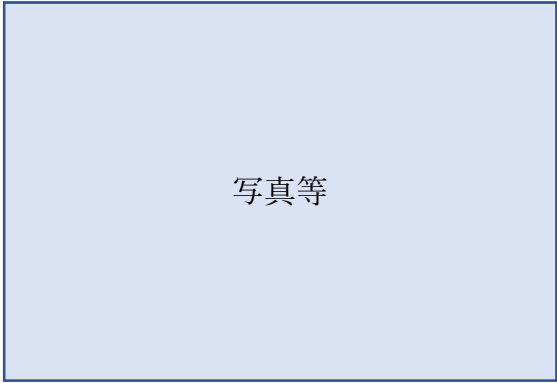
環境指標	現状値 (R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
● 身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合(総合計画指標)	35.1%	37.1%	38.5%
● 都市公園の整備(1人あたり面積)	8.2 m ² /人	8.8 m ² /人	9.3 m ² /人

【関連計画】 倉敷市緑の基本計画
倉敷市住生活基本計画

● 施策 豊かな緑の保全

取組の方向性



- ふれあいの森、美しい森などの美化・維持管理や、地元団体等と協力した国立公園の維持管理など、緑の保全を推進します。
- 個人や法人所有の樹木等について、不用になった場合のリサイクル推進などを行います。
- 土砂崩壊防止、土砂流出防止などの土砂災害防止機能や、洪水防止や水質浄化などの水源かん養機能を有する丘陵地の豊かな緑の保全に努めます。



● 施策 緑化の推進、都市公園等の整備

取組の方向性

- 公共施設の敷地や屋上、壁面等の緑化を推進します。
- 住宅や工場、事業所、遊休地等の民有地の緑化を図るため、市民への緑化の啓発や市民の活動を支援します。
- 公園施設等の更新や修繕を計画的に行うほか、公園の適正配置や再整備、民間との連携による緑地の設置・管理の検討を進めます。
- 災害発生の初期に一時的な緊急避難場所となる都市公園では、災害時に役立つ機能を備えた施設の設置など、防災機能の充実に努めます。

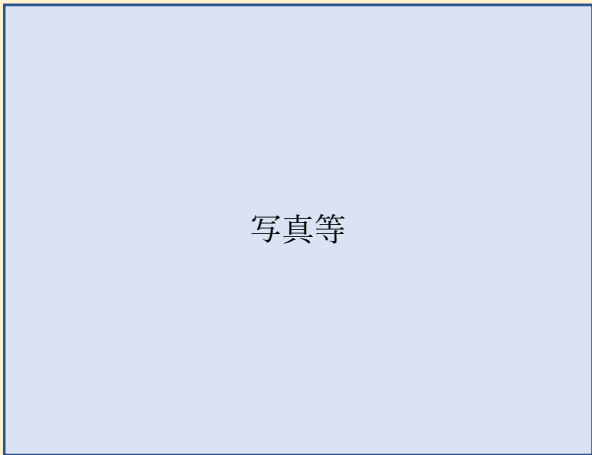
基本目標 2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち
施策目標 2	瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します
SDGs	 

● 現状と課題

瀬戸内の温暖な気候と豊富な水量に恵まれた高梁川に育まれた自然と、伝統ある歴史・文化が織りなす美しい景観は、本市の魅力です。

先人から受け継いだ、この本市固有の豊かな自然と優れた歴史的環境を活かした良好な都市景観を、守り、育てるとともに、次の世代に受け継いでいくことが重要です。

そして、都市景観の形成においても、将来に環境負荷を残さない持続可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、潤いのある緑豊かで快適な都市づくりを進める必要があります。



● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

環境指標	現状値 (R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
● 倉敷市の景観を良くする取組に関わりたいと思う人の割合(総合計画指標)	44.1%	49.0%	54.0%
● 倉敷市の景観が良くなったと感じている人の割合(総合計画指標)	35.8%	40.0%	45.0%

【関連計画】 倉敷市都市計画マスタープラン
 倉敷市景観計画
 倉敷市住生活基本計画

● 施策 景観資源等の保全・活用に向けた意識の醸成

取組の方向性

- 豊かな山林・農地・水辺資源など、良好な自然環境・自然的景観を維持・保全するとともに、市民が憩いと潤いを感じられるように、自然とふれあえる場を創出します。
- 景観資源の保全や文化財の保護とともに、その資源をまちづくりや観光などに活用することで、市民等の意識を醸成し、本市の貴重な景観資源や文化財を次世代へ受け継いでいきます。

● 施策 良好な都市景観の形成

取組の方向性

- 景観計画に基づく取組（基準・規制等）を広く市民や事業者などに周知し、適切な誘導を行うことで、地域・まちなみ景観との調和を図り、質の高い都市景観づくりを推進します。
- 景観に配慮した公共事業により良質な公共空間を創出し、本市の景観をリードすることで、地域の価値や豊かさが高まるような都市景観づくりに努めます。
- 良好な景観の形成等を図るため、必要な道路の無電柱化や、新たな電柱設置の抑制などを推進します。
- 伝統的建造物群保存地区などの建物の保存や修理などへの支援を行うことにより、歴史あるまちなみや景観の保全に努めます。

基本目標 3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち
施策目標 1	良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます
SDGs	

● 現状と課題

本市には、市域を二分して瀬戸内海に流れ込む一級河川の高梁川、その高梁川の支流で真備地区を流れる小田川、児島湖に流入する倉敷川など多くの河川があります。また、水島港区、玉島港区、水島地区や備讃瀬戸などの海域があります。

私たちの生活を支えるこれらの河川や海域の水環境を保全するためには、工場・事業場に対する規制や公共下水道整備などの生活排水対策による汚濁物質の削減等による水質改善策に加え、川や海自体が持つ自然の浄化機能を保全・回復や土壌環境を維持することが重要です。

また、本市では、大気環境の状況を把握するため、市内の大気測定局で、大気汚染物質や降下ばいじん等の常時監視及び測定を行っており、多くの有害物質については、環境基準を満たしていますが、微小粒子物質(PM_{2.5})や光化学オキシダントについては、環境基準を上回っています。

大気汚染を防止し、私たちの健康を守るためには、調査の継続や監視体制の強化などを図るとともに、法令などに基づく工場・事業場への指導強化や排出抑制対策等を引き続き推進することが重要です。

● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

環境指標	現状値 (R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
● 河川海域のCOD・BOD環境基準適合率	80%	90%	100%
● 大気環境基準達成率(総合計画指標)	84.7%	85.6%	86.4%
● 汚水処理人口普及率(総合計画指標)	92.7%	96.3%	97.1%

【関連計画】 倉敷市生活排水対策推進計画
 倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン
 倉敷市地域公共交通網形成計画

● 施策 水質汚濁の防止


取組の方向性

- 水環境の状況を把握するために河川、海域などの水質を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、水質汚濁防止法等に基づく立入検査など、工場・事業場に対して排水規制基準の遵守を指導します。また、各種イベントや環境学習等において、生活排水対策の啓発活動を実施します。
- 土壌汚染については、土壌汚染対策法などに基づき、汚染土壌の拡散防止措置の指示等による土壌汚染対策の実施を図ることにより、健全な土壌環境を維持します。
- 下水道、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備や既存施設の維持管理などを適切に行い、公共用水域における良好な水環境を継続的に実現します。

● 施策 大気汚染の防止

取組の方向性

- 大気環境の状況を把握するため、市内の大気測定局で、大気汚染物質の常時監視及び測定を行います。
- 大気環境を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、工場・事業場に対して、大気汚染物質の排出基準や総量規制基準の遵守、施設改善、揮発性有機化合物の削減対策などを指導します。また、アスベスト飛散防止対策や自動車公害対策等を進めます。
- PRTR 制度に基づき、化学物質を製造・使用する事業者に対し、適正な届出を指導することによって、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、化学物質の排出量等の情報を提供します。〈 施策「水質汚濁の防止」共通 〉

基本目標 3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち
施策目標 2	快適な生活環境の確保に努めます
S D G s	

● 現状と課題

私たちは日常生活、工場・事業場や自動車・鉄道等に起因するさまざまな“音”、“におい”を感じながら生活をしています。また、快適な生活を営むために、“ごみのない清潔できれいなまち”を保てるよう心掛けています。

しかし、私たちの生活環境を損なうものとして、工場・事業場、建設作業、交通機関等に起因する騒音・振動・悪臭といった感覚公害があり、規制が難しい環境問題となっており、また、ごみのポイ捨てや不法投棄などにより、地域の環境美化が損なわれています。

このような問題を改善し、快適な生活環境にするためには、騒音・振動・悪臭の発生源への対策が必要であり、また、環境美化行動の実施を広く呼び掛けることが必要です。

さらに、日々の暮らしを快適なものとするためには、安全でおいしい水を安定的に供給することが欠かせません。

そのためには、水道施設の計画的更新・耐震化が必要です。

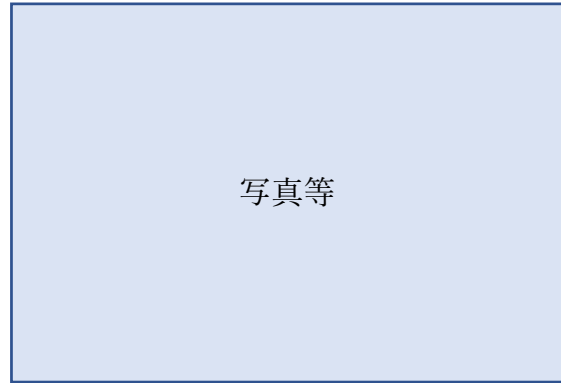
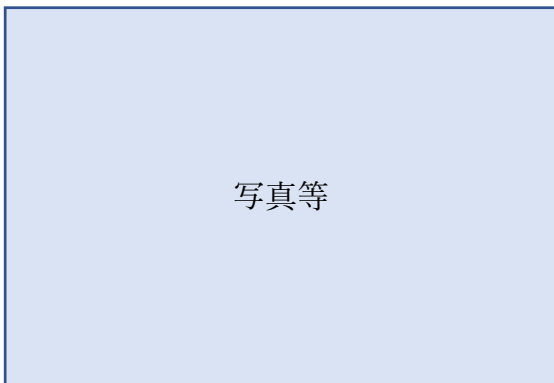
● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

環境指標	現状値 (R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
● 清掃活動に参加している人の割合 (総合計画指標)	(H30) 68.1%	72.0%	75.0%
● 不法投棄回収量	30.9 t	減少	減少
● 水道水を飲料水として直接飲んでいる人の割合 (直接飲用率)(総合計画指標)	96.9%	98.5%	99.0%

● 施策 騒音・振動・悪臭の規制、環境美化の推進

取組の方向性

- 騒音・振動・悪臭の相談が寄せられた工場・事業場等へ立入等を行うとともに、防音・防振・防臭対策について、発生源への指導・依頼等を行います。また、環境騒音の状況を把握することにより、その改善に努めます。
- 全市一斉ごみ0(ゼロ)キャンペーンなど、市民や団体、事業者による自主的な地域の環境美化活動を支援します。
- 不法投棄監視員による巡回・監視活動を強化し、不法投棄の未然防止や早期発見により不法投棄のないきれいなまちをめざします。



● 施策 安全でおいしい水の安定供給

取組の方向性

- 水質管理体制を強化し、新たな浄水処理方法の検討なども進めることで、水道水の更なる水質向上を図り、「おいしい水道水」をめざします。
- 水道施設などの効率化や耐震化を含めた整備を進めるとともに、広域での連携強化も含めて多発する自然災害への対応を強化し、災害時の水道被害を最小限に食い止めることをめざします。

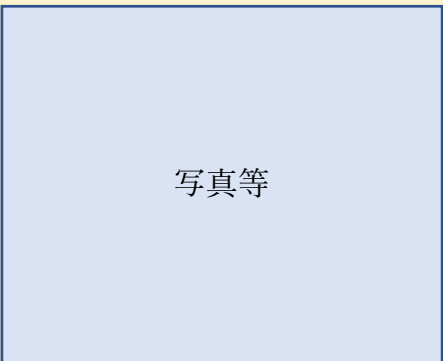
基本目標 4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち
施策目標Ⅰ	2R（リデュース・リユース）に優先的に取り組むことで、廃棄物の発生抑制・再使用を進めます
SDGs	    

● 現状と課題

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型社会を形成し、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因となっています。

こうした状況を踏まえ、資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生の抑制（Reduce：リデュース）、積極的な再使用（Reuse：リユース）、再使用が不可能なものは再生利用（Recycle：リサイクル）、いわゆる3Rの取組を進めています。

今後、この取組をさらに進めるため、環境負荷の少ないリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rを優先し、一人ひとりの意識・行動を変えていくことが必要となっています。



● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

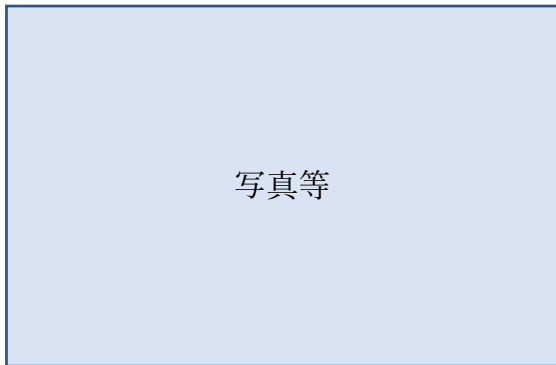
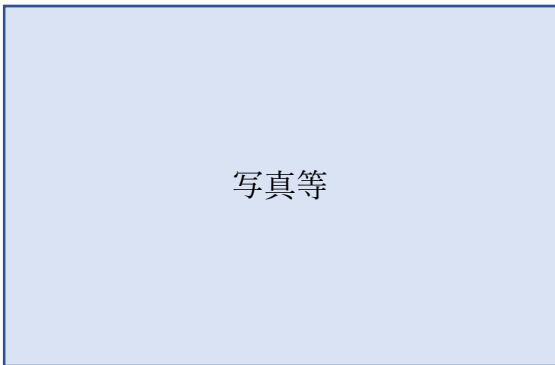
環境指標	現状値 (R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
● 1人1日あたりの家庭ごみ排出量(総合計画指標)	509 $\frac{\text{g}}{\text{人/日}}$	減少 (個別計画で検討中)	減少 (個別計画で検討中)
● 事業ごみ(一般廃棄物)の年間排出量(総合計画指標)	70,849 t	減少 (個別計画で検討中)	減少 (個別計画で検討中)

【関連計画】 倉敷市一般廃棄物処理基本計画

● 施策 廃棄物の発生抑制

取組の方向性

- 市民・事業者・行政のそれぞれが相互に連携・協働し、循環型社会の形成のためマイバッグ・マイ箸運動や食品ロス削減の推進など“できるだけごみにしない”という、廃棄物の発生自体を抑制するリデュースを進めていきます。
- 廃棄物となったものについては、生ごみの水切りの啓発や家庭向けの生ごみ処理容器の購入補助など、廃棄物の減量化を進めます。



● 施策 廃棄物の再使用促進

取組の方向性

- リサイクル推進センターの体験講座などを通じて、生活の中で不要になったものを捨てる前に「まだ使えないか」「他の利用方法がないか」の再考を促進するなど、再使用につなげる取組を推進します。
- リサイクル推進センターを拠点とした、木製家具・古着・古本、エコバッグ等のリユース事業などを通じて、再使用の推進に努めます。

基本目標 4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち
施策目標 2	廃棄物の適正な分別・リサイクルに取り組むことで、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を推進します
SDGs	    

● 現状と課題

廃棄物の中には適正な処理を行わないと地球環境に多大な負荷を与えるおそれがあるものもあり、ペットボトルや小型家電などは、法律によりリサイクル(再生利用)が義務付けられています。

本市のごみ処理においては、資源ごみとして回収したごみの資源化を図るとともに、地域の団体等においては、自主的に資源回収が進められています。

環境負荷を踏まえ、効率的・効果的なリサイクル(再生利用)を進めるためには、ごみ出し時の適正な分別の推進が求められるとともに、廃棄物を「資源」として捉え、効率的に資源循環を促進する廃棄物処理施設を整備するなどハード面の取組が必要になります。

また、排出事業者へ適正な処理方法の周知徹底を図るとともに、不法投棄を防止するための監視・パトロールを強化することが重要です。



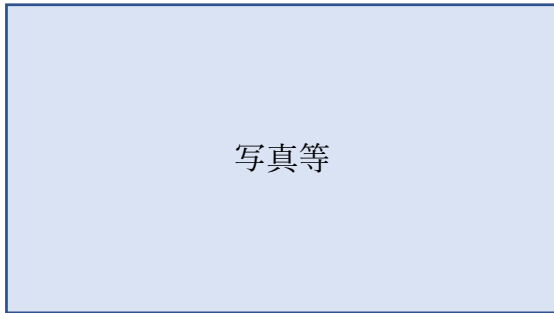
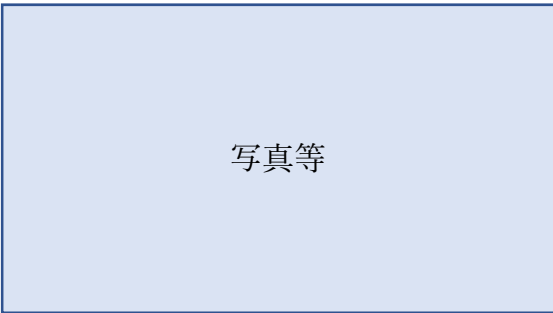
● 環境指標と「めざそう値」(目標値)

環境指標	現状値 (R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
● リサイクル率(総合計画指標) ※参考:()内は資源循環型施設分を含むリサイクル率。施設はR6年度末で事業終了。	11.4% (※46.0%)	増加 (個別計画で 検討中)	増加 (個別計画で 検討中)
● 最終処分率	1.8%	1%台を維持	1%台を維持

● 施策 廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進

取組の方向性

- 雑紙の分別やペットボトルの回収など、ごみの分別徹底を図るとともに、回収したペットボトルについては再商品化事業者へ引き渡すなど、リサイクルを推進します。
- 排出事業者に対し、訪問指導等で、徹底した廃棄物の減量化・資源化を促すとともに、処理事業者に対し、現地調査や搬入物検査等で、適正処理に向けた指導・監督を行います。
- 新たに、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等を整備し、安定的かつ適切な廃棄物(ごみ)処理を行うとともに、エネルギーの回収や資源循環の促進を図ります。



● 施策 廃棄物の適正処理

取組の方向性

- 排出事業者に対し、訪問指導等で、徹底した廃棄物の減量化・資源化を促すとともに、処理事業者に対し、現地調査や搬入物検査等で、適正処理に向けた指導・監督を行うなど、適正処理を推進します。
- 広報紙や事業者向けパンフレット等で適正処理の協力を呼び掛け、市民や事業者の意識の向上を図るとともに、産業廃棄物管理票(マニフェスト)システムの推進等と合わせて、不法投棄の防止に努めます。

基本目標 5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち
施策目標Ⅰ	温室効果ガス排出量の削減に努めます
SDGs	

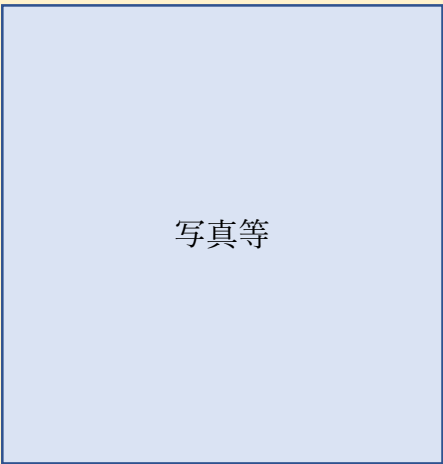
● 現状と課題

近年、経済活動や家庭から二酸化炭素・フロン等の温室効果ガスが大量に大気中に排出されています。特に二酸化炭素は、化石燃料の燃焼等によって膨大な量が人為的に排出されており、地球の温暖化が、増々進行しています。

本市においては、温室効果ガスの削減や省エネルギー機器・設備の導入は進んでいますが、温室効果ガス削減の推進は、今後も引き続き取り組まなければならない重要な課題です。

このような状況の中で、地球温暖化の進行を抑えるためには、一人ひとりが地球温暖化を緩和するために必要な知識を身に着ける必要があります。

そして、すべての市民・事業者・行政の各主体が、省エネルギーの徹底や温室効果ガス排出の少ないエネルギーヘシフトするなどの環境にやさしい脱炭素型のライフスタイルへ転換することが重要です。



● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

環境指標	現状値 (R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
● 市全体から排出される温室効果ガスの削減割合(総合計画指標) (H25年度 34,519 千t-CO ₂ 比)	(H29) 6.1%削減	8.8%削減	11.6%削減
● 世帯あたりの温室効果ガス排出量/年 (総合計画指標)	(H29) 5,037kg-CO ₂	4,300kg-CO ₂	3,800kg-CO ₂

【関連計画】 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
 倉敷市地域公共交通網形成計画
 倉敷市住生活基本計画

● 施策 環境にやさしい脱炭素型ライフスタイルの普及

取組の方向性

- 医療・福祉施設、商業施設や住居等が、拠点や利便性の高い公共交通沿線に立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩・自転車や公共交通により、これらの都市機能にアクセスできるなど、コンパクトなまちづくりを推進します。
- 過度な自家用車利用から徒歩・自転車や公共交通を利用して暮らすライフスタイルへの転換を促進します。
- 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車など、環境性能に優れた次世代自動車の普及や、モーダルシフト(輸送・交通手段の転換)を推進します。
- 市民や事業者に対し、グリーンくらしエコアクションの実践を普及啓発します。

● 施策 省エネルギー機器・設備の導入促進

取組の方向性

- 家庭や事業者等の省エネルギー機器・設備の導入を促進し、市全体の温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 次世代エコハウス認定制度の運用など、日常の暮らしの中での省エネルギーへの取組を推進します。

基本目標 5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち
施策目標 2	再生可能エネルギーの積極的な利用を推進するとともに、地域特性に応じた適応策を実施します
SDGs	    

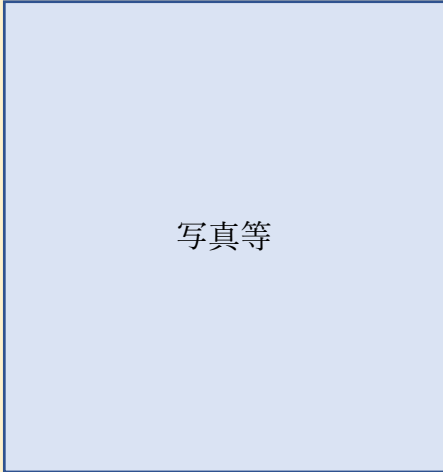
● 現状と課題

本市では、地域特性を活かし「太陽光発電システム」などの再生可能エネルギー設備の設置を推進してきました。

脱炭素社会を形成するためには、今後も「再生可能エネルギーの利用」や「次世代自動車の普及」等の温室効果ガス削減対策である緩和策に引き続き取り組むことが必要です。

また、地球温暖化の進行に伴って、「集中豪雨や大雨」「猛暑」などの気候変動のリスクが今後更に高まるものが危惧されています。

さらに、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策である適応策にも取り組んでいくことが必要です。



● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

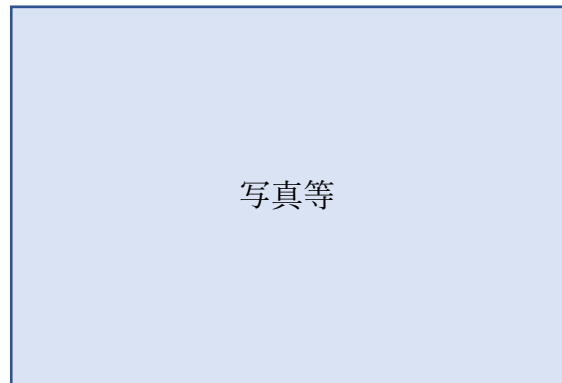
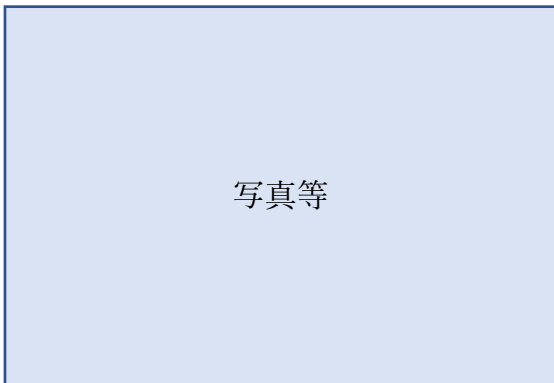
環境指標	現状値 (R 元)	5 年後(R7) 目標値	10 年後(R12) 目標値
● 太陽光発電システムの導入件数(10kW未満)(総合計画指標)	18,642 件	25,000 件	30,000 件
● 公共施設の太陽光発電システム設置kW数	744.4kW	925kW	1075kW

【関連計画】 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
倉敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

● 施策 再生可能エネルギー導入の推進

取組の方向性

- 市民生活に適した再生可能エネルギー設備が導入されるよう、各助成制度を実施するとともに、普及啓発等を行います。
- 公共施設に太陽光発電システムをはじめとした、再生可能エネルギー設備を率先して導入し、普及啓発に努め、災害時の非常用電源としての活用等を推進します。



● 施策 地域特性に応じた適応策の実施

取組の方向性

- 気候変動による影響や適応策（被害の回避・軽減対策）について、情報提供など、普及啓発を行います。
- 本市の地域特性に応じた適応策を実施し、災害に強いまちづくりを推進します。

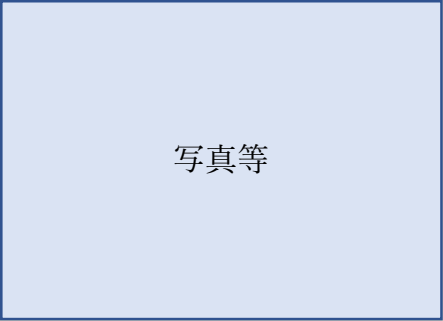
共通目標	5つの基本目標を達成するために
施策目標	環境意識を持ち行動できる人を育てます
SDGs	   

● 現状と課題

持続可能な社会をつくるために、私たちは地球温暖化や自然破壊など多岐にわたる地球規模での環境問題に適切に対応し、豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民に環境問題に対して正しい知識を持っていただくために、講演会や出前講座をはじめ、公民館や環境学習センター・クルクルセンターなどの環境関連施設で講座や体験会、自然史博物館などで自然観察会などを実施し、市民意識啓発・知識習得のための環境教育・環境学習を行ってきました。

豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくためには、環境学習・環境活動の場や機会の推進や次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実をさらに進めるとともに、私たち一人ひとりが環境問題に対して正しい知識を持ち、日常生活や事業活動など身近なところから環境への負荷の少ない行動を実践していく必要があります。



写真等

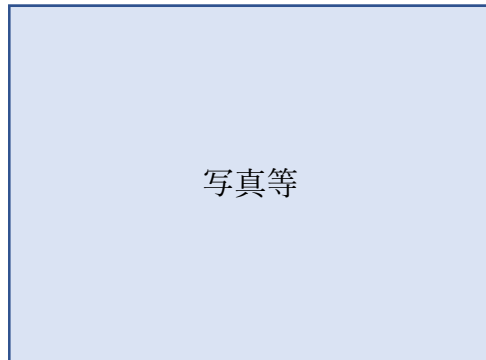
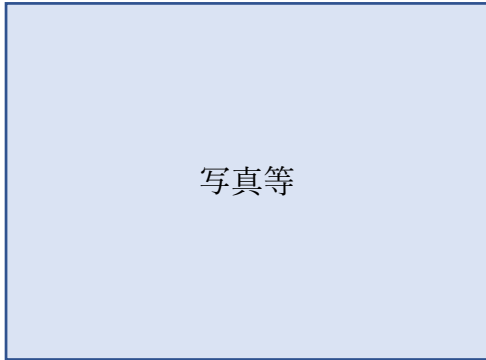
● 環境指標と「めざそう値」（目標値）

環境指標	現状値 (R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
● 環境学習満足度（総合計画指標）	88.9%	90.5%	92.0%
● 検討中	検討中	検討中	検討中

● 施策 市民への環境学習の推進

取組の方向性

- 子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習・体験の場や機会が得られるよう、環境学習センター・クルクルセンター等の環境関連施設や市民学習センター・公民館・自然史博物館等の公共施設での出前講座、自然観察会や環境イベント等の実施の充実を図ります。
- 地域やNPO等の団体と協働・連携し、環境学習や体験活動を進めます。



● 施策 次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進

取組の方向性

- 市民・団体・事業者・行政などが相互に連携を図りながら、家庭・学校・地域など多様な場で、環境学習プログラムづくりや山・川・海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくりなど、子どもたちへの環境教育の充実を図ります。
- 自らの学びを支援するため、計画的に施設や設備を充実させるとともに、より魅力的な事業を実施するよう努めます。

第4章

市民・事業者に求められる取組

基本目標

自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち

● 「自然環境の保全」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・ 休日は、山や川などに出かけ、自然に親しむようにしましょう。	・ 事業活動に伴う地域の自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。
・ 外来生物や、他の地域に生息する動植物を放したり植えたりするのはやめましょう。	・ 開発行為を行うときは、優れた自然環境や野生の動植物の生息・生育環境の保全に努めましょう。
・ 里山などの身近な自然を守る活動に、参加・協力しましょう。	・ 地域で行われている自然保護活動に、参加・協力しましょう。
・ 購入した動植物は責任を持って最後まで飼育・栽培し、自然に放すことはやめましょう。	・ 環境保全基金などの環境保全等に関する基金や募金などへの支援に心がけましょう。

● 「環境・経済・社会の調和」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・ 環境ラベルについての知識を高め、環境負荷の少ない商品を選ぶなど、環境に配慮した消費活動を心がけましょう。	・ 省エネ性能の高い製品や技術の開発に努め、環境に関する製品などの情報を積極的に公表しましょう。
・ 電化製品などを購入する際は、省エネルギー性能の高い製品を購入するようにしましょう。	・ ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムに取り組みましょう。
・ 食材などを購入する際は、地元で採れたものを購入するなど、地産地消を心がけましょう。	・ グリーン購入などに心がけましょう。

基本目標
2

潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち

● 「緑の保全、緑化の推進」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・生垣の設置や庭木の植栽などの身近な緑化に努めましょう。	・敷地内や事業所周辺の緑化に努めましょう。
・ベランダ、壁面、屋上などの緑化に取り組みましょう。	・事業所施設のベランダ、壁面、屋上の緑化に努めましょう。
・花いっぱい運動などの緑化活動に参加しましょう。	・緑化基金などの緑化に関する基金や募金などへの支援に心がけましょう。
・不要になった樹木をむやみに伐採せず、移植や必要な人に譲るなど、緑のリサイクルに心がけましょう。	・開発行為などを行う場合は、木の伐採などは極力控え、最大限に今ある自然を活かしましょう。

● 「景観づくり」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・地域の風土や周辺自然环境などを損なわないように配慮して建築しましょう。	・地域の町並みや周辺自然环境の他、眺望などを損なわないよう景観に配慮して築造・建築しましょう。
・地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に努めましょう。	・地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に、協力・支援しましょう。
・地域の風土や周辺自然环境に調和した素材・材料の活用に配慮しましょう。	・地域の風土や周辺自然环境に調和した意匠や素材・材料の活用に配慮しましょう。
・地域の祭りや郷土芸能などに参加し、歴史文化を継承しましょう。	・地域の景観形成や施設の維持管理など、住民のまちづくり活動に協力・支援しましょう。

基本目標
3
水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち
● 「水環境、大気環境の保全」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・川や海にごみを捨てないで、持ち帰りましょう。	・工事中は、土砂や濁水が河川等に流出しないようにしましょう。
・家庭から排出される生活雑排水（台所や風呂場からの排水）が、河川や水路の汚濁の大きな原因になっていることを認識しましょう。	・水質汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、定期的に排水の水質検査を実施して、水質の把握・公表を行いましょ
・雨水貯留槽を設置し、庭への散水や庭木への水やりを使用するなど、雨水を有効利用しましょう。	・敷地内の土壌面の確保や浸透性舗装を行うなど、雨水の地下浸透に配慮しましょ
・ごみや落ち葉などの屋外での焼却、歩きタバコをやめましょう。	・大気汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、原因となる物質の排出抑制や適正処理を行いましょ
・近距離の移動のときには、自転車や徒歩での移動に心がけましょう。	・物流の合理化や自動車交通量の抑制に努め、輸送効率を向上させましょ
・自動車の使用を控え、公共交通機関の利用に心がけましょう。	・通勤時に電車・バスなどの公共交通機関や、自転車利用を奨励するなど、マイカー通勤の見直しを推進しましょ
・低公害車の購入や、エコドライブを行いましょ	・低公害車の導入や、エコドライブに取り組みましょ

● 「生活環境の確保」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
・テレビやピアノ、ペットの鳴き声などの近隣騒音に配慮し、お互いに迷惑を掛けないように心がけましょう。	・低騒音・低振動型の機器の整備や、工法の採用によって、騒音・振動を低減しましょ
・空き缶やタバコの吸殻など、ごみのポイ捨てはやめましょう。	・悪臭の発生源を把握し、適切な施設管理をし、発生防止に努めましょ
・自宅の周りや地域の、美化・清掃活動に参加しましょ	・事業所内はもとより、周辺の美化・清掃にも努めましょ

**基本目標
4**
リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち
● 「廃棄物の発生抑制・再利用」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> 不要なものは買わない、買いすぎない。買う場合でも、耐久性に優れた商品を購入するようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品や再生品等の製造、販売に努めましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 過剰包装の品物を選ばないなど、包装類によるごみの発生を抑制しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装の簡素化に取り組みましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 不要になった衣類などはリフォームにより再利用するなど長く使用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> トナーカートリッジやプリンターインクなどは詰め替え可能な製品を選びましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 食材の使い切りや食べきりなどにより、食品ロスを削減しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィスで使用する消耗品などは、再生品やリターナブル製品などの環境に配慮した商品の使用を心がけましょう。
<ul style="list-style-type: none"> マイバック・マイ箸・マイカップを持参しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 製造過程で発生する廃棄物の抑制、再生利用に取り組みましょう。

● 「廃棄物の減量化・資源化及び適正処理」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> ごみは分別方法や収集日などのルールを守り、適正に分別して出しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の減量化・分別の徹底を図るとともに、マニフェスト等を活用し、適正な処理・処分を行いましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 市内の小売店等（リサイクル協力店）が行う、ペットボトルやトレイなどの店頭回収に積極的に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 販売店において、ペットボトル等のリサイクル協力店として店頭回収事業に協力しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ビールびんなどのリターナブルびんは、販売店へ返却しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄などは行わないよう関連法令を遵守しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> P T A や子ども会が実施している、再生資源物の集団回収に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 分解や解体がしやすく、リサイクルが容易な商品の製造や販売に努めましょう。

基本目標

5

脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち

- 「温室効果ガス削減」「再生可能エネルギーの導入、適応策の実施」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化問題に関心を持ち、イベントや環境学習の場へ積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 高効率な設備・機器・プロセスの積極的な導入を進めましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動を心がけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> モーダルシフト（輸送・交通手段の転換）や次世代自動車の導入に取り組みましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入に取り組みましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光エネルギーやバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの積極的な導入を行いましょう。
<ul style="list-style-type: none"> グリーンくらしきエコアクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルに取り組みましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンくらしきエコアクションに取り組みましょう。

共通目標

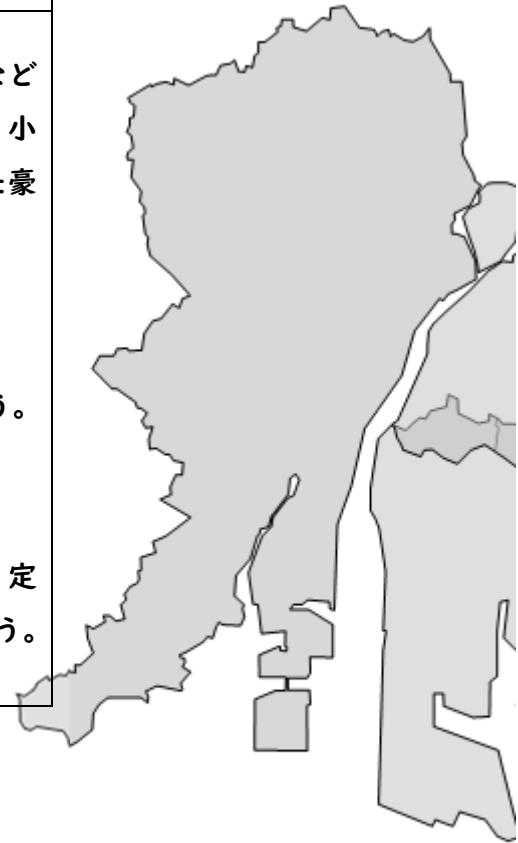
5つの基本目標を達成するために

● 「環境意識の向上」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> 私たちの日常生活と環境問題との関わりについて考えてみましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員向けの環境保全に関する研修会などを実施しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 市や民間団体（NPOなど）などが開催する、環境学習会や環境保全活動などへ積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 市や民間団体（NPOなど）などが開催する、環境学習会などへ参加・協力しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 家庭で環境問題を話し合う機会を持ち、自分たちにできることを見つけて、実践していきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや施設見学などを通じて、自社の環境配慮に関する情報を広く公表しましょう。

地区別の

各地区にお住まいの方、
に特に力を入れてほしい



玉島・船穂・真備

取組の方向性【自然環境・水環境の保全】

《現状と課題》 玉島・船穂・真備地区には、北部をとりまく山林などの豊かな自然環境、南部に広がる瀬戸内海や、地区を流れる高梁川、小田川、溜川などの豊かな水環境を有している。真備を中心に起こった豪雨災害の復興に順じ、自然環境や水環境の保全が必要とされている。

[市民に求められる取組]

自然を守るため、川や海にごみを捨てないで、持ち帰りましょう。

[事業者求められる取組]

開発行為を行うときは、自然環境の保全に努めましょう。また、定期的に排水の水質検査を実施し、水質の把握・公表を行いましょう。

水島

取組の方向性【大気環境の保全】

《現状と課題》 臨海部には、水島臨海工業地帯が広がっており、一時の深刻な公害問題は格段に改善されたものの、周辺地域のさらなる環境改善・保全に向けた取組が求められている。

[市民に求められる取組]

次世代自動車の購入、近距離移動のときには、自転車や徒歩での移動に心がけましょう。

[事業者求められる取組]

大気汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、原因となる物質の排出抑制や適性処理を行いましょう。

全地区共通の

取組の方向性【環境意識】

[市民に求められる取組]

- ・環境意識を持ち行動で
- ・温室効果ガス排出量削減炭素型ライフスタイル

[事業者求められる取組]

- ・従業員向けの環境保全団体が開催する学習会
- ・再生可能エネルギーのう。

重点取組

通勤・通学されている方
取組



倉敷・庄・茶屋町

取組の方向性【廃棄物の発生抑制・再利用の徹底】

《現状と課題》 倉敷は市内8地区の中で最も人口が多く、美観地区をはじめ県内屈指の観光地である。また、庄・茶屋町はベッドタウンとして、人口が増加しているため、これら3地区は、当然家庭ごみ、事業ごみの排出も多い。

[市民に求められる取組]

不要なものは買わない、買い過ぎないようにしましょう。また、食材の使い切りや食べきりなどにより食品ロスを削減しましょう。

[事業者求められる取組]

製造過程で発生する廃棄物の抑制・再利用に取り組みましょう。

見島

取組の方向性【景観づくり、環境美化の推進】

《現状と課題》 瀬戸内海国立公園に指定されている場所もあり、下津井など歴史的な町並みや瀬戸大橋など多様な景観資源を有し、これからも、これらのすばらし景観や自然を維持し、次代に繋げていく必要がある。

[市民に求められる取組]

自宅周りの美化や地域の清掃活動に参加しましょう。

[事業者求められる取組]

事業所内はもとより、周辺の美化清掃活動に努めましょう。

取組

の向上、温室効果ガスの削減】

きるようになりましょう。
減のため、環境にやさしい
ルにかえましょう。

組]

研修会の開催や市や民間
等に参加・協力しましょう。
積極的な導入を行いましょ

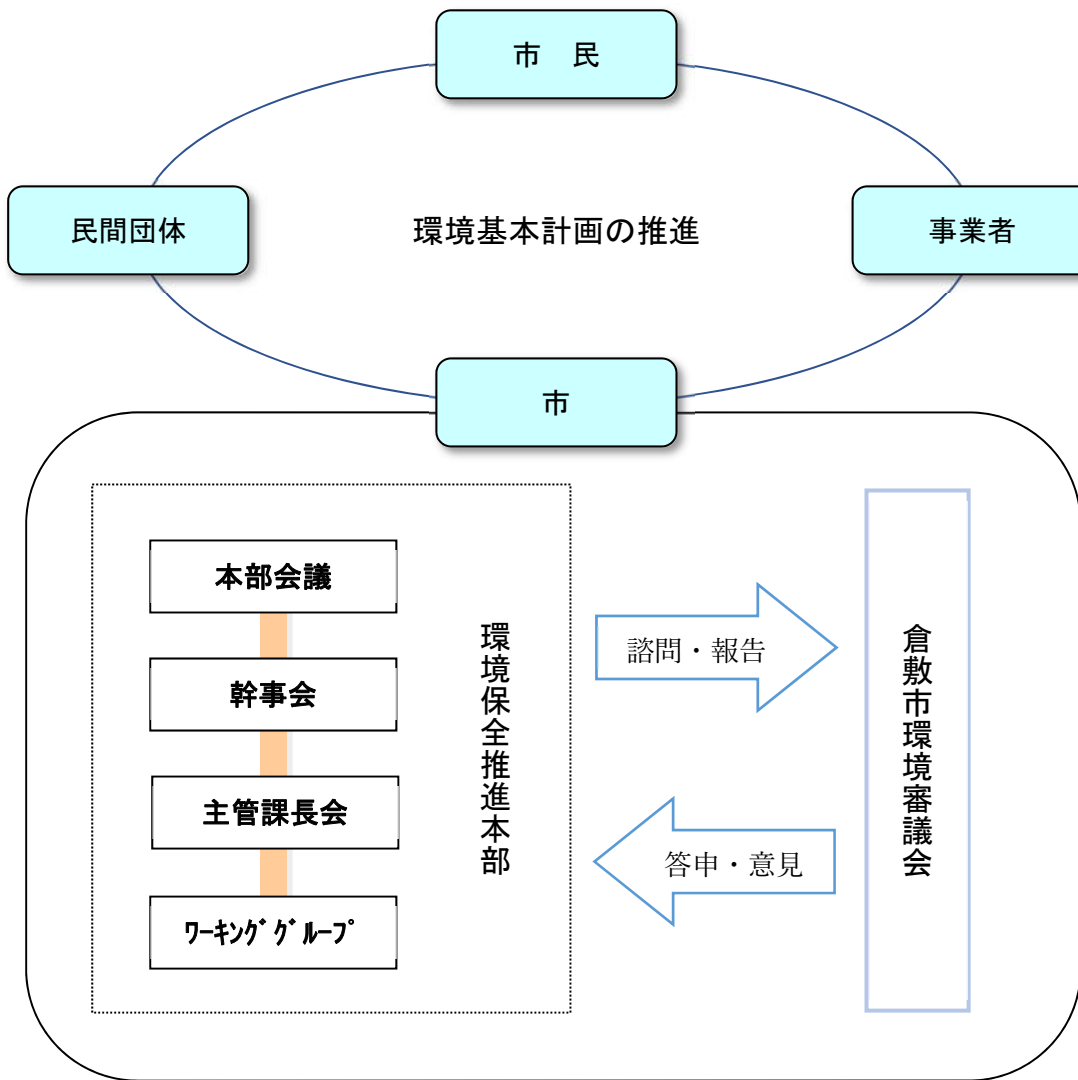
第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

めざす環境イメージ「自然と人とが共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、本計画の実効性を確保し、効果的な推進を行う必要があります。

そのため、「倉敷市環境基本計画」の基本理念にのっとり、市民、事業者、民間団体、行政などの各主体が、環境の保全、回復及び創造に関する共通の認識のもと連携しながら、自主的かつ積極的に環境の保全等を推進します。



(1) 倉敷市環境保全推進本部

環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び各局長等で構成する「倉敷市環境保全推進本部」を設置し、環境基本計画に基づく施策の円滑な推進や進捗状況の把握など、環境の保全等に関する施策や事業の総合調整を行います。

本部会議の下には、部長級で組織する幹事会、課長級で組織する主管課長会などを設置し、施策や事業の計画的かつ効率的な推進を行います。

（２）倉敷市環境審議会

「倉敷市環境審議会条例」に基づき、環境の保全に関する基本的事項など、次に掲げる項について調査審議するために、市長の諮問機関として、学識経験者及び関係団体の代表者、公募市民などで組織する「倉敷市環境審議会」を設置しています。

環境基本計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じて審議し答申を行うとともに、計画の進捗状況などに対して意見・提言を行います。

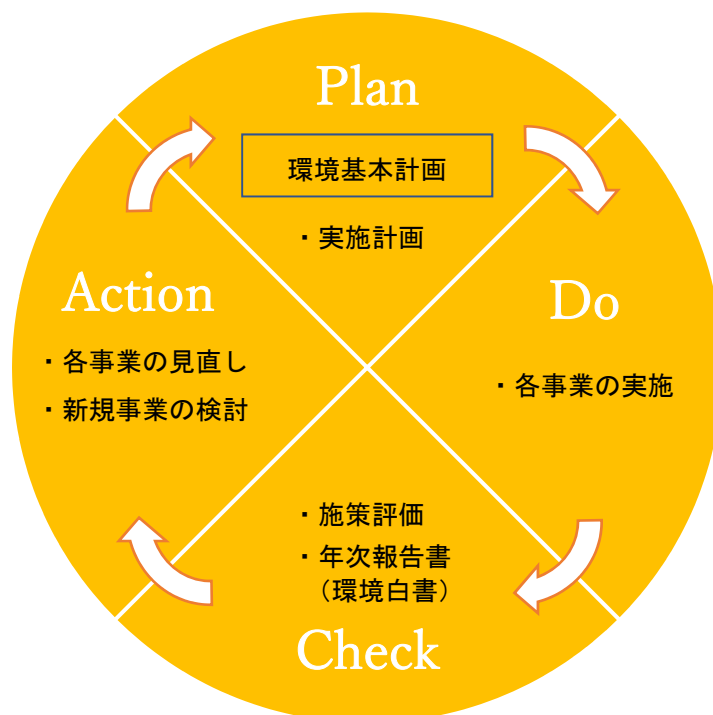
【調査審議事項】

- ・環境の保全に関する基本的事項
- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- ・自然環境の保全及び回復に関する重要な事項
- ・その他、環境の保全上必要と認める事項

2 計画の進行管理

この計画（Plan）を効果的に推進し、めざす環境イメージ「自然と人が共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の改善（Action）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「倉敷市環境審議会」が、毎年度の進捗状況などに対して意見・提言を行い、市においては、その結果を公表するとともに、適時、事業の見直しなどを行っていきます。



資料編

1. 倉敷市環境基本条例
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

1. 倉敷市環境基本条例

平成11年12月22日

条例第34号

私たちのまち倉敷市は、清流豊かな高梁川、風光明媚な瀬戸内海、そしてゆるやかな丘陵等すばらしい自然環境に恵まれています。

このような豊かな自然のもと、文化薫るまち、産業の栄えるまちとして、今日まで育んできた先人たちの功績は、私たちにとってかけがえのない資産であり誇りであります。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、環境への負荷を増大させ、ひいては、すべての生物の生活基盤となる地球の環境にも重大な影響を及ぼしています。

もとより、多くの命を育んできた恵み豊かな地球をかけがえのないものとして守り、その恩恵を享受するとともに、次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの使命であります。

私たちは、このことを深く自覚し、すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人が共に生きる快適な環境を守り、創り、育てていかなければなりません。

ここに、健全で恵み豊かな環境を享受できる倉敷市の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われな

ればならない。

- 2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の有機的連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- （1） 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。
- （2） 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全することにより、人と自然との豊かなふれあいを確保する。
- （3） 歴史的・文化的遺産を保存し、その活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより、潤いと安らぎのある都市環境を創造する。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、倉敷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ倉敷市環境審議会条例（平成11年倉敷市条例第1号）に規定する倉敷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告書）

第9条 市長は、市民に環境の状況及び環境の保全等に関する施策の状況等を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全等に関する施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全等について十分配慮しなければならない。

（規制の措置等）

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する公共的施設の整備）

第12条 市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

（環境資源の活用等）

第13条 市は、潤いと安らぎを与える海、河川、ため池等の水辺や緑等の自然的資源、先人から引き継いだ歴史的資源、美しい町並み等の景観的資源等の環境資源を確保し、活用に努めるものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境の保全の推進）

第15条 市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるように、

施策の推進に努めなければならない。

（環境教育・学習の振興等）

第16条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第17条 市は、市民、事業者又は民間団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全等に関する自発的な活動を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第18条 市は、第16条に規定する環境に関する教育及び学習を振興するとともに、民間団体等の自発的な活動を促進するため、個人、法人その他のものの権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（指導、助言及び助成）

第19条 市は、環境の保全等のために必要があると認めるときは、民間団体等に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

（調査の実施等）

第20条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第21条 市は、環境の保全等に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び岡山県その他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

（関係条例の一部改正）

2 倉敷市自然環境保全条例（昭和49年倉敷市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

倉敷市自然環境保全条例施行規則の改正案について

※条例の対象:敷地面積1,000㎡以上の事業者、土地所有者等

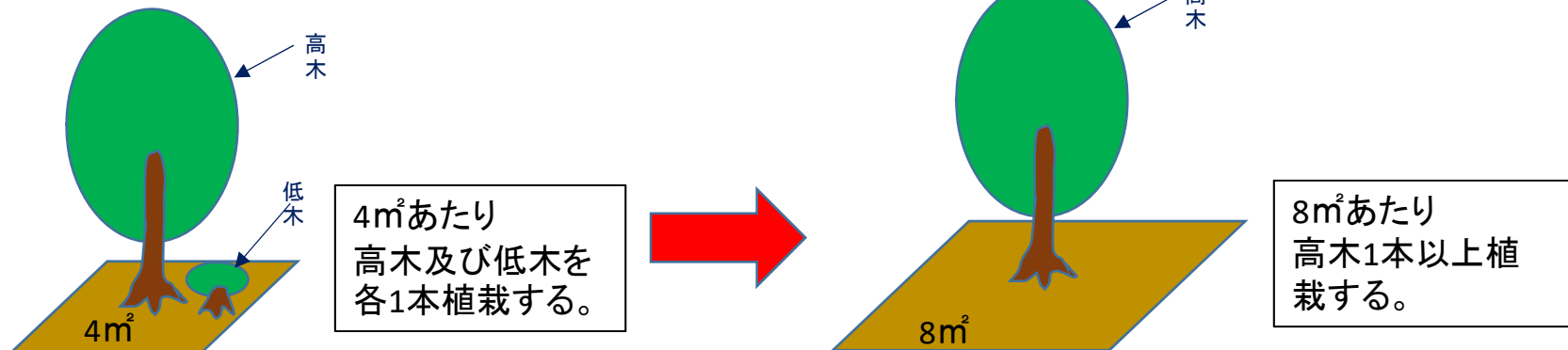
【課題】

- ・緑化の条件が厳しく、商業施設などでは実施できていない。
 - 1) 3m以上の樹木は、樹冠が4㎡に収まらない。
 - 2) 緑化の方法が樹木に限定されている。

1 緑化方法の見直し

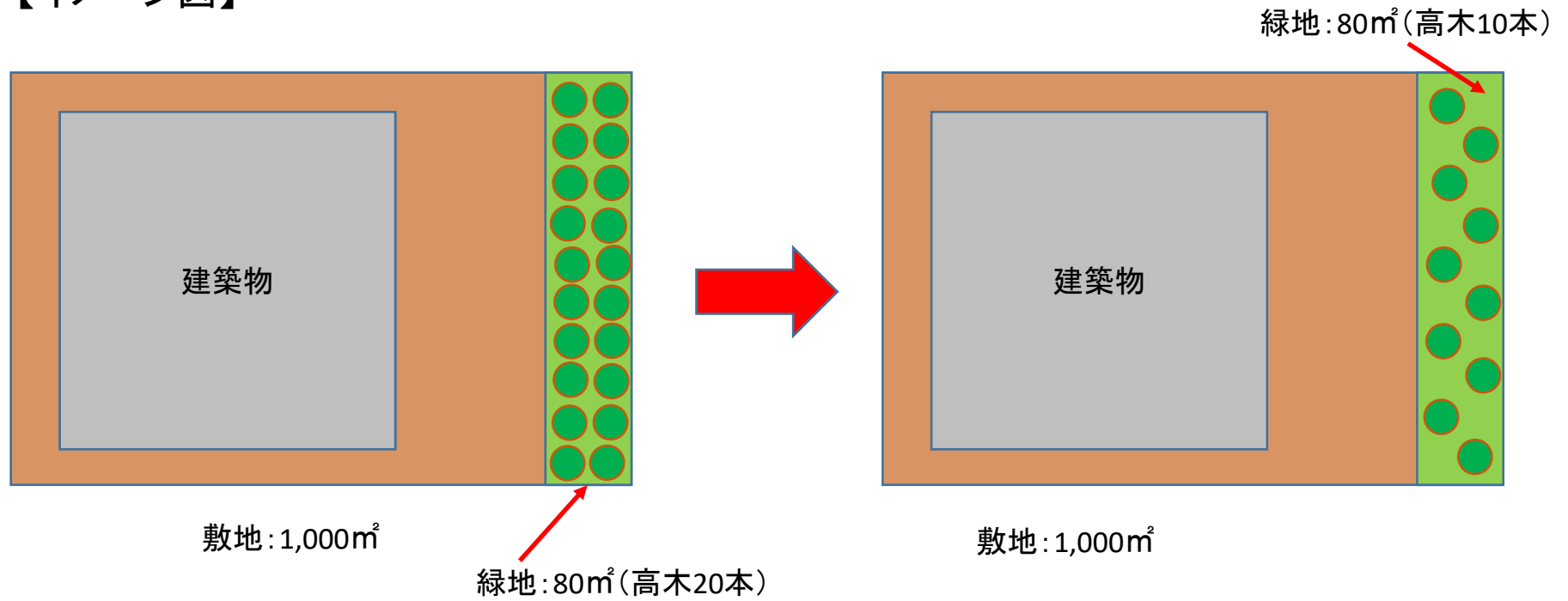
(1) 原則

「4㎡あたり高木及び低木を各1本植栽する」との規定を、「8㎡あたり高木を1本以上植栽する。」に変更する。



※8㎡の根拠は、都市緑地法施行規則第9条第2号イ(1)に基づき、樹高が2.5m以上4m未満の樹木の樹冠面積の計算方法を参考にした。

【イメージ図】



※緑化率の算出方法

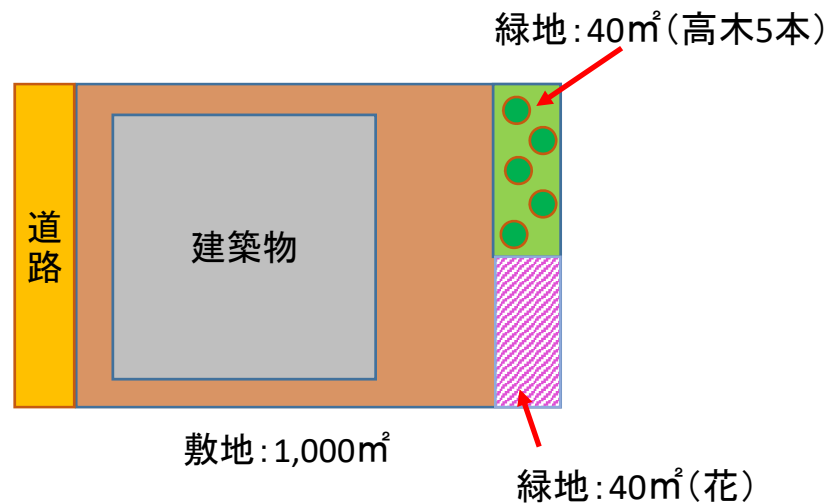
緑化率 $(1 - \text{建ぺい率(工業専用:0.6)}) \times 2/10 \times 100 = 8\%$ (工業専用地域の場合)

(2) 特例措置(水島コンビナート企業以外)

※水島コンビナート企業とは、倉敷市と環境保全協定を締結している事業者を示す。

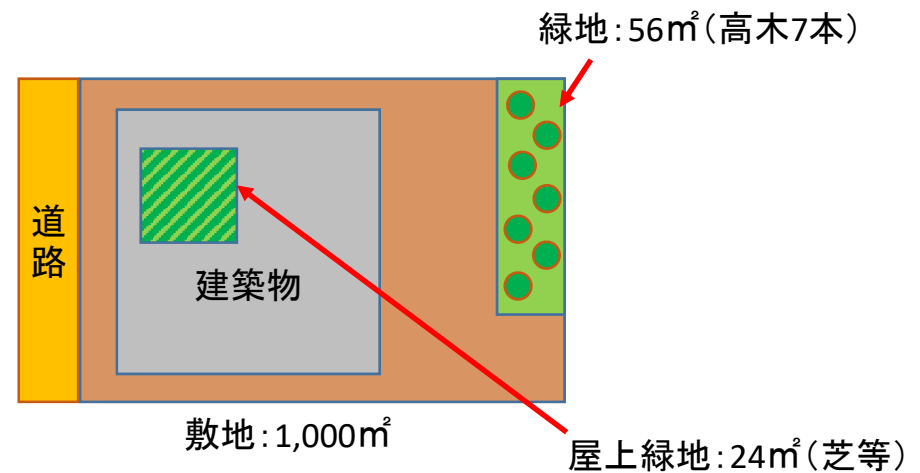
① 樹木と花の組合せの特例

a) 樹木と花



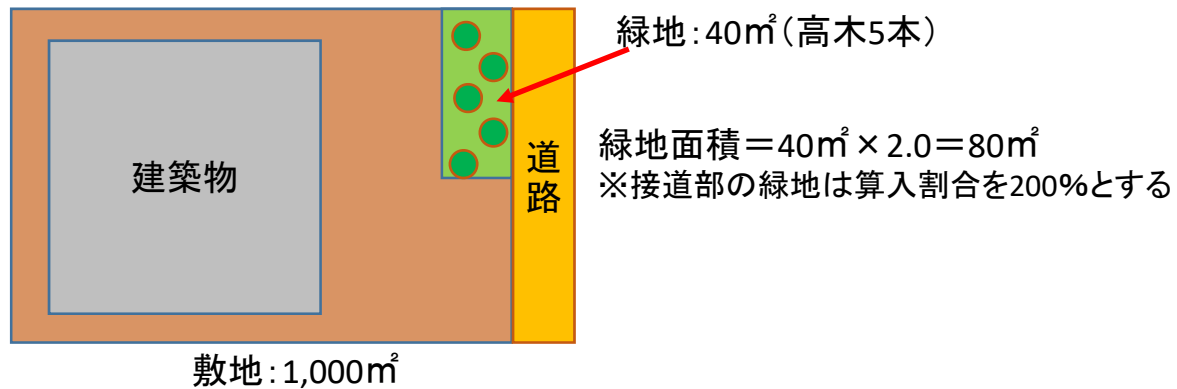
※樹木は緑地面積の2分の1以上必要

b) 樹木と屋上緑地



※地上部で緑地面積の3分の2以上確保が必要

② 緑地が道路に面する場合の特例



③ その他の特例

- ・高木の代わりに、中木、低木を設置することができる。

2 手続きの見直し

- ・水島コンビナート企業以外の事業者は、緑化計画書(事前)と、完了届(実施後)を提出することを新たに規定する。

【追加理由】

計画時、図面で緑地を入れていても、完成時には緑地を設置しない事業者が多く、完了届で緑地の写真を添付させ、実効性を強めるため。

生活排水対策推進計画とは

生活排水対策を推進するための計画であり、生活排水対策重点地域を含む市町村は、水質汚濁防止法の規定により計画を定めなければならない。

当該計画には、生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針、生活排水処理施設の整備に関する事項を定めることが求められている。

この計画により、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の施設整備事業の推進と、市民の意識の高揚を図り、市民の自覚と協力の下に官民一体となった生活排水対策の推進を図る。

倉敷市生活排水対策推進計画について

倉敷市は、岡山県から生活排水重点地域に指定（岡山県内では、岡山市，倉敷市，玉野市，総社市，井原市，真庭市が指定されている。）されており、生活排水対策の推進を実施するための計画を定めなければならない。

- ・ 平成4年 岡山県知事が倉敷市域を生活排水対策重点地域として指定

- ・ 平成6年 倉敷市生活排水対策推進計画を策定

- ・ 平成24年 第二期計画として目標年度を10年延伸

※河川水質目標であるBOD 5.0mg/L以下を平成30年度に初めて達成したところであるため、対策の推進を継続する必要がある。なお、下水道整備は概ね完了している。

- ・ 現在 第三期計画を策定中

※第二期の目標を基本的に踏襲し、目標年度を延伸する。倉敷市第三次環境基本計画の計画期間最終年度である令和12年度を目標年度に設定し、現計画から10年延伸する。

倉敷市第二期生活排水対策推進計画の構成

- 第1章 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
計画の策定理由、方針、目標
- 第2章 倉敷市の現状
自然的状況、社会的状況、河川水質及び啓発活動の取り組み状況など
- 第3章 生活排水処理施設の整備に関する事項
処理施設の整備方針、計画について関係部局で策定された計画を集約
- 第4章 生活排水対策に係る啓発に関する事項
生活排水対策推進にとって重要な啓発活動の方針、計画、体制
- 第5章 その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項
関係部局・関係行政機関等との連携

倉敷市第二期生活排水対策推進計画の概要

- ・ 必要性

公共用水域の水質改善には、生活排水対策の推進が不可欠

- ・ 方針

次の2点を基本方針として掲げ、各種対策を推進している

- (1) 生活排水処理施設整備を総合的、有機的に推進する。
- (2) 水質汚濁防止について市民の意識啓発を総合的に推進する。

- ・ 目標

- ① 身近な河川を、フナやメダカ等の生物が棲む市民が憩い親しめる水辺とする。
- ② 河川水質目標としてBOD 5mg/L以下を目標とする。
→平成30年度と令和元年度は達成